21 診療行為

番号	管理番号	問い合わせ（不具合）及び改善内容	対　応　内　容	備　考
1		入院中の患者様で10/4に躯幹MRI（1回目）1220点を算定しました。 10/14にCT、MRI（躯幹）（2回目以降）810点を入力すると警告のメッセージがでます。 「警告！撮影料は1回目の手技料が算定できます」と表示されます。 このメッセージは必要ないのではないでしょうか。 2.3.1のバージョンでは10/14に躯幹MRI（1回目）を選んでもCT、MRI（躯幹）（2回目以降）に自動で変更して正しく算定されましたが今回の2.4.0ですと、10/14に躯幹MRI（1回目）を入力するとそのまま登録出来るのは不具合ではないかと思われます。	バージョン2.4.0において入院でCT、MRIを算定した患者についてはCT、MRIを算定した日の会計を日付の古いものから順番に訂正で呼び出しそのまま登録してください。それにより算定歴を正しく作成します。また同一月に2回目以降を算定している場合はその内容についても訂正で呼び出し登録してください。 ※労災保険、自賠責保険で算定した場合はこの処置をする必要はありません。	H16.10.15
2		訂正を行う場合に入退院登録で設定している診療科以外の診療科の内容が展開ができなくなっていました。		H16.10.15
3		老人年齢に達していない患者が老人保健を受給していた場合、複数保険入力で同時に入力する保険が自費であった場合、自費で算定する点数が一般または老人点数のどちらの点数を算定するかを年齢から判別できないために表示するメッセージが不適切でありましたので修正しました。 訂正前 　主保険と老人・一般の判定が複数保険入力はできません。 訂正後 　主保険と老人・一般の判定が違います。複数保険入力はできません。		H16.10.15

Copyright(C) 2004 Japan Medical Association. All rights reserved.

21 診療行為 続き)

番号	管理番号	問い合わせ (不具合)及び改善内容	対　応　内　容	備　考
4		複数科を同時に算定した会計内容を訂正で呼び出し削除 (クリア)を行なった場合、最終来院日が元の内容に変更されない不具合がありましたので修正しました。	すでにこの操作により算定日が誤っている場合は次の操作で正しい内容に訂正してください。 削除をした受診履歴が複数科を算定していて、最終受診の履歴である場合に、最終来院日と初診算定日が削除後の最終来院日と初診算定日に変更されません。 この場合、削除した複数診療科で算定した診療科を主科として、最終来院日以降の日に何か点数を算定して登録します。 その後、訂正で削除 (クリア)すると正しい最終来院日と初診算定日に更新されます。 なお、削除した複数科すべての科を主科ととして行なう必要があります。 正しい内容に訂正しなかった場合、診療行為の最終来院日と初診算定日が間違ったままとなります。 特に、削除した内容に初診料があった場合、初診算定日が誤りですので初診料を自動発生しないようになります。 再診料の場合は、最終来院日のみが違っていますので、再度、診療行為を登録していただくと正しい最終受診日に変更されます。	H16.10.15

Copyright(C) 2004 Japan Medical Association. All rights reserved.

42 明細書

番号	管理番号	問い合わせ（不具合）及び改善内容	対　応　内　容	備　考
1		複数科で外来管理加算を算定している医療機関において、レセプト電算データの外来管理加算について正しい回数で記録できない不具合がありました(紙レセは問題無し)。 例） 1日に内科で外来管理加算を算定 2日に整形外科で外来管理加算を算定 上記の場合、レセ電データに外来管理加算の回数が 2回と記録されずに 1回と記録されていました。		H16.10.15

その他

番号	管理番号	問い合わせ（不具合）及び改善内容	対　応　内　容	備　考
1		1つの剤に用法を複数入力した場合薬剤情報（お薬情報）に最後に入力した用法のみしか印字されなかったので修正しました。		H16.10.15

Copyright(C) 2004 Japan Medical Association. All rights reserved.